

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第6号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。